

立川市柴崎市民体育館中規模改修工事（機械設備）請負変更契約

上記の議案を提出する。

令和 7 年 12 月 11 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

立川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 38 年立川市条例第 68 号）第 2 条の規定による。

立川市柴崎市民体育館中規模改修工事（機械設備）請負変更契約

立川市柴崎市民体育館中規模改修工事（機械設備）請負契約（令和6年12月6日議決、立川市議案第101号）を次のとおり変更し、契約を締結する。

記

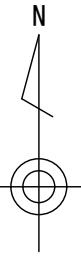
- 1 契約の方法 隨意契約
- 2 契約の金額 618,365,000円

(参考)

立川市柴崎市民体育館中規模改修工事（機械設備）請負変更契約

変更対照表

区分	新契約	現契約
契約の名称	変更なし	立川市柴崎市民体育館中規模改修工事（機械設備）請負契約
契約の方法	<u>随意契約</u>	<u>電子による条件付き一般競争入札</u>
契約の金額	<u>618,365,000円</u>	<u>569,800,000円</u>
契約の相手方	変更なし	東京都板橋区徳丸6丁目13番12号 栄幸建設工業株式会社 代表取締役 柿内栄蔵
工期限	変更なし	令和8年2月27日
内容	変更なし	(1) 施設概要 延床面積 6,433.58 平方メートル、鉄筋コンクリート造、地上1階地下1階建て (2) 主要工種 ア 機械設備工事 一式 イ その他工事 一式

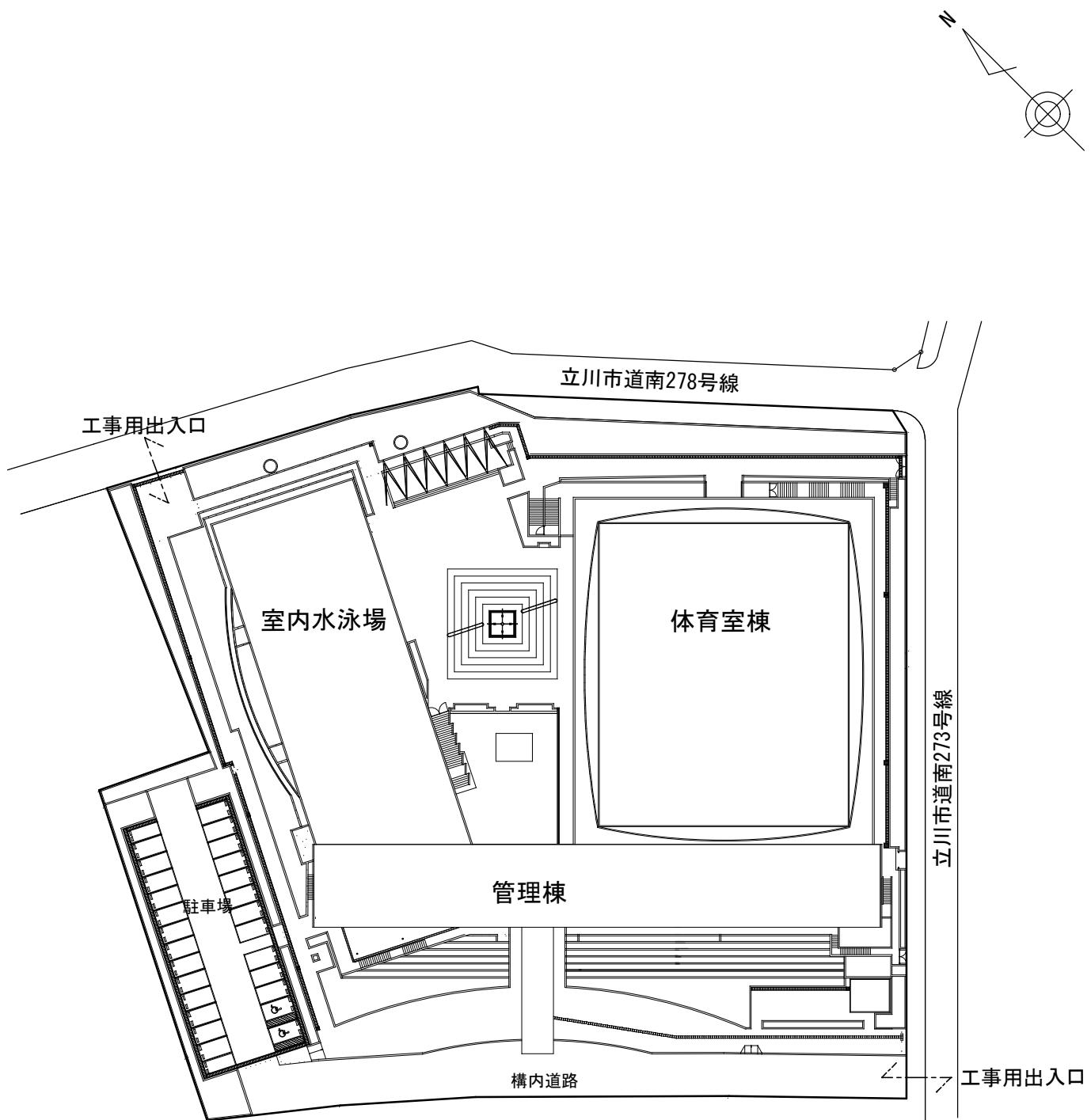


立川市柴崎市民体育館中規模改修工事（機械設備）



工事場所：立川市柴崎町6丁目15番9号（立川市柴崎市民体育館）

案 内 図



(主な変更内容)

- ① : アスベスト調査の検体数の追加
- ② : 不可視部分の不具合対応の追加